

居住福祉通信

日本居住福祉学会 第 40 号 2025 年 11 月

全国大会、2025 年 10 月 25, 26 日、高崎経済大学で開催

テーマは「出所者の『住まう』を再考する」

第 25 回日本居住福祉学会全国大会は「出所者の『住まう』を再考する」をテーマに 10 月 25、26 日、群馬県



高崎市の高崎経済大学で開催された。参加者は、シンポジウムのあった 25 日が 32 人、研究発表（徳永恵美香、野村恭代、神野武美の 3 人）の 26 日が 10 人だった。居住福祉賞の贈呈は、準備が整わず、今回は見送りとなった。

野口定久・学会運営委員長（日本福祉大学名誉教授）は「大会の目的は、司法福祉や居住福祉の視点から考えるというもの。国レベルでは、法務省、国土交通省、厚生労働省の三省合同で『出所者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方に関する検討会』が 2023 年 7 月に発足した。地方自治体レベルでも、重層的支援体制整備事業、再犯防止推進計画、権利擁護体制の確立に取り組み、成年後見制度の利用促進基本計画・事業計画を地域福祉計画の中で具体的に進める動きも見え始めるなど、司法福祉の支援を促進する動きがある。シンポジウムを機にこうした動きをさらに拡大させたい。それを日本居住福祉学会が担うことには大きな意義がある」とあいさつした。

大会初日の 25 日は、検討会座長を務めた東京大学の大月敏雄教授が基調報告。シンポジウムでは、掛川直之・立教大学准教授（学会運営委員）をコーディネーターに、林寛之・法務省地域連携・社会復帰支援室長、高津努・群馬県地域生活定着支援センター所長、障害者支援施設の社会福祉法人親愛会親愛南の里の吉田拓人副施設長（サービス管理責任者）の 3 人に、出所者など住宅確保要配慮者への居住支援のあり方を述べてもらった。野口教授のコメントの後、司法福祉関係者らを交えた質疑討論が行われた。

以下、1 日目のシンポジウム等と 2 日目の研究発表の記事はいずれも概略である。（文責：神野武美）

なお、シンポジウム、基調報告は、『居住福祉研究 39 号』（26 年 3 月発行予定）に正文を掲載する予定である。

シンポジウム（10 月 25 日）

発題：出所者支援において、なぜ、住まいの確保が重要なのか？

コーディネーター 掛川直之（立教大学准教授）

近年、刑事法と福祉の連携がしきりに呼ばれている。日本の犯罪率は、2002 年から 21 年にかけて減少傾向にあるが、①犯罪の多くは再犯者による②高齢者による軽微な財産犯が増加傾向にある③知的障害が疑われる知的水準にある受刑者が半数弱程度に及ぶ。刑事司法における「再犯防止」と、社会福祉における「地域共生」がパラレルに展開している。ここ 20 年ほど、刑務所などの矯正施設や、検察庁などにソーシャルワーカーが配置され、保護観察所自体も仕事の比重が福祉に置かれてきている。そこで、2009 年から地域生活定着促進事業が始まられ、都道府県に 1 カ所ずつ、地域生活定着支援センターが設置された。

定着支援センターは、刑務所等に入っている間に受刑者が出所後について生活をしていくように地域の社会資源や支援者らを結びつけ、いわゆる貧困と社会的排除のスパイラルに陥り、生きるには犯罪しか選択肢がなかった人たちの支援を行い、出所後は地域の支援者たちにバトンを託していく機関である。

とくに、住まいの確保は、犯罪からの離脱に向けた必要条件ということが言える。犯罪から脱して社会にとどまり続けるためには、単に物理的に住居を確保し、就職先や生活保護といった収入源の確保するだけでなく、安心できる居場所や、困ったときに対応できる人間関係など「住まう」を支援することが必要である。地方都市では、社会資源そのものがないという現状を前提に、出所者を保護の対象ではなく生活困難を抱えた一市民として支えるという認識を持つことが重要である。

基調報告

住宅政策を居住政策にしたい

大月敏雄・東京大学教授（建築計画）

今日の住宅政策は、経済政策の一環という構造がほぼ支配的である。2006年に住生活基本法が制定され「住宅は市場の中で確保する」という居住政策が行われ、2007年に住宅セーフティネット法が制定されても、政府は公営住宅からほぼ手を引き、障害者や相当な貧困者しか入居できず、あとは「自力で何とかしろ」である。

高齢、障害といった縦割りの福祉システムから外れる人たち

2025年10月に住宅セーフティネット法改正があったが、その議論の中で、居住支援が難しいのは、精神障害と出所者のケースである。立ちはだかるのは、歴史的経緯もあって出所者のための施設が非常に地域性に富み、本人の意思と違う場所に放り出されることである。帰住先は、アパートなど民間借家がいちばん多いが、基本的に無職の状態で社会に出てくる。それも、田舎と都会では空きアパートの格差は大きく、不動産事業者の理解に差も大きい。出所者独特の課題に、身分保障に関わる問題がある。携帯電話を取得できないと連絡先を記載できない、家賃や敷金、礼金等の初期費用を負担できない、収入の不安定性から貸借契約できない、身元保証人を確保できないことに加えて、社会全体の偏見という日本社会の問題がある。

更生保護施設における帰住先確保に関するアンケートでは、帰住先は借家が65%。社会福祉施設が約20%。残りの多くは寮付き就労である。高齢者は、高齢者施設に入ることで介護保険で、障害があると障害保険という国の縦割りの福祉システムで救われるが、60歳代前半の者は、帰住先がなかなか確保できない。逆説的に言えば、介護保険、障害保険など日本の社会保障システムには金があるということだが、ふつうの人は「自分で居住先を確保できるはず」となかなか受け入れてもらえない実態がある。



大月敏雄教授

忘れ去られた「街を復興する」という居住政策

歴史を振り返ると、明治末期、浅草で大火災が発生し、吉原が炎上し女性たちがたくさん亡くなり、全国から義捐金が東京に集まった。辛亥救済会は明治44（1911）年に「玉姫公設長屋」という復興住宅を建てた。長屋だけでなく商店敷地、職業紹介所、宿泊所、託児所、浴場など、住宅以外のいろいろなものも設けられた。先輩たちは、焼けたのは「街」だから、いろいろなものが備わった「街」を復興すると考えた。関東大震災（1923年）後に財団法人同潤会が建てた木造の仮設住宅の中にも授産場があった。その写真を見ると、それは、女性と子どもたちが集まり、被災者で慰めあい、知り合いになり、子育てなどいろいろな悩みをシェアして心の解放ができた空間であった。こんな場面は今の災害復興住宅はない。

だが、戦時中、軍は、公園は教練をするため、集会所は配給品を配布するために必要だが、あとは必要ないとした。戦後はすぐに「どんどん住宅ストックを造れ」という方針になり、1970年ごろから、日本の住宅政策は産業経済政策となってそれが今も続いている。ただ、最近、公営住宅を目的外使用して、地元のNPOがそれを引き受け、困った人に貸すといった動きが少しずつ増えている。公営住宅を使った出所者支援というフィールドが今後、少しずつ広がっていくのではないかと期待している。

日常生活で生きがいを感じる心理的な居場所が必要

林寛之・法務省地域連携・社会復帰支援室長

拘禁刑の導入は大きなトピックである。従来の懲役刑は、受刑者が作業することが最優先の義務で、規則さえ守れば、受刑期間が過ぎると刑務所から出られるので、自分の問題に目を向けたくない人は作業で気を紛ら

わせるだけの人たちが多かった。拘禁刑の導入で作業が最優先の義務ではなくなり、受刑者の改善更生や再犯防止のニーズに応じて作業と教育指導を組み合わせていくことになった。ただ、刑務所の教育を充実し、出所経験者が改心しても、社会内に居場所がなければ、改善、更生、再犯防止は実現しない。出所者を多く雇うお好み焼き店「千房」の中井政嗣会長は「反省は1人できるが、改善更生は1人ではできない」と言う。

法務総合研究所の意識調査では「これから的生活の中で何が重要か?」という問いに「仕事や学校を休まずに続ける」以上に「趣味や健全な遊びをする」などの回答が多い。日常生活で彼らが生きがいを感じられる心理的な居場所をつくることが、再発防止に非常に重要である。ただ、更生保護施設の入所者は、公的機関により生活に必要な最低限の支援が確保されているという判断から、医療扶助以外の生活保護を受けられないのが実情だが、生活保護や生活困窮者支援の仕組みを活用できるようすべきである。また、関わることに消極的になりがちな一般の人たちに、支援制度の仕組みや出所者の現状を知ってもらうことが必要である。

自治体による居住支援が遅れている実態

高津努・群馬県地域生活定着支援センター所長

群馬県は、生活困窮者自立支援事業の中で居住支援をしている自治体は13のうち2つに止まる。居住支援法人は22に増えたものの、市町村の居住支援協議会はまだ1つもないのが現状だ。県内に無料低額宿泊所はなく、県営住宅の入居も身元引受人が必要など、自治体による居住支援は極めて遅れている。

県地域生活定着支援センターによる刑務所入所前の「入り口支援」は229件と全国トップだが、それは、県が、市町村行政による住居のあっせんは「民業圧迫」になる、と指導してきたからである。厚労省保護課長は2009年、住居に関する情報提供をするよう、市町村に対し通知を出したにもかかわらずである。

定着支援センターができた当初から、対象者を「触法」という部分だけで判断し、生活困窮などいろんな課題を持つ人たちのすべてを定着支援センターに「お願いする」という形になったことが大きい。それは「触法者を地元に止めないようにすることが地域住民を守ること」といった思い違いや偏見につながる。

実は、居住支援法人も、住む場所の確保にものすごく苦労している。それは、いろいろ機関が「対象者をつないだ」「やることはやった」と、同法人に丸投げするからである。継続してフォローアップすることが大切だ。そうしないと、「触法」や「精神障害」の人などを嫌がる認識が地域社会に広がってしまうからである。

出所者も障害者も意思決定支援はトレンドである

社会福祉法人親愛会親愛南の里 吉田拓人副施設長

埼玉県が定着支援センターを始めた2010年以来、障害者支援施設として15人ほどを受け入れた。現在利用中は3名。うち一人は少年院から出て特別支援学校に通いながらグループホームで生活している。退所者は、ショートステイを利用した後に別の施設に移るケースが多いが、60歳になって「1人で暮らしたい」と希望を述べ、近くのアパートに引っ越し、見守りを受けながら生活する方もいる。残念ながら再犯は2名。うち1名は、たまり場の「ト一横」にターンし、結果的にそこで仲間と離れられずに逮捕された例である。

出所者に「施設に何を求めていたか」を問うと、施設には入るが、自由は欲しいがいちばん多い。出所すると自由になると思ったが、施設に入ると管理されてしまい、個人の自由が制限され、本人の権利を奪い、信頼関係が損なわれて再犯のリスクが高まるという流れがある。出所者・障害者の意思決定支援はトレンドであるが、現実は、出所前に本人と施設側の人間関係を構築するのが難しい。出所前に会うのは1、2回。アセスメントが不足し、立場の強い者が弱い者の行動に干渉するパターナリズムになり、「したくない」と本音が言えないでの、なかなか訂正できないのが実情である。本人の意思を尊重する継続したモニタリングが必要である。

野口定久教授のコメント

社会福祉分野から取りこぼされた出所者支援

私の専門は、社会福祉、地域福祉、ソーシャルワークだが、シンポジストの話から、こうした専門分野がこの問題を取りこぼしていくと痛感した。例えば、名古屋市住宅都市局住宅企画課が作成した「住宅セーフティネット制度の概要」の中には「住宅確保要配慮者とは?」という項目があり、低所得者、被災者、高齢者、障害

者、子どもは法律で、外国人や大規模災害被災者は国交省令で定められているが、法律も国交省令も、出所者を住宅確保要配慮者として明示されていない。法務省を加えて厚労省や国交省、そして自治体もきちっと明示し位置付けることが必要だ。そして、出所者への居住を含む包括的な支援を担うソーシャルワーカー専門職の養成も必要である。

質疑討論(参加者の主な発言をピックアップ)

大学教員A

出所者本人の能力が境界知能の場合は一般の生活は難しいと言う人もいるが、ハートフルな大家さんに頼るとか、居住支援法人に押し付けられている現状を変えるには、地域社会が寛容であれば、住居確保に困らない。偏見をどう解決するのかを知りたい。



全国大会の会場の様子

民間まちづくり団体役員

閉鎖前の奈良少年刑務所では、刑務所からの要請で、作家で詩人の寮美千子さんが、入所者が詩を作つくる指導をしていた。たいへんいい詩ができて、『空が青いから白をえらんだのです』(長崎出版、2010)などの詩集が出版された。ここまでのお話で少し欠けているのは、そういう文化的な部分、それこそ心のゆとりとか、文化面からのアプローチをもっと進めるべきではないのか。

少年刑務所教育専門官

寮さんの本が出てから、こうした教育指導は世間に知られるようになったが、刑務所内は、普通に教育という名の活動をしている。ただ、外につなげることを考えると、いろいろな方法があるのではないかと思った。憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」の「文化的」をフォローしていく必要がある。

大学教員B

最近、刑務所の中でも、アートの取り組みとかが非常に注目されるようになってきている。大学教員を中心になって、受刑者が描いた絵画作品を展示していくことも始まっており、私もそれを盛り上げていきたい。

検察事務官(社会復帰支援担当)

軽微な事件を起こした人への「入り口支援」でも、行き場のない方、家のない人がいる。弁護士とも協力して、無銭飲食(詐欺)捕まった方の裁判が始まる前の勾留中の方に受け入れ側の方と会ってもらい、更生計画とかの話をしても本人を知つもらうことに取り組んでいる。触法者というより、障害ゆえに罪を犯したという感じで、受け入れてもらえる傾向になってきた。いろんな機関と連携し、例えば、うちで調書を取り、釈放後に本人がハローワークに行きその力も借りて、仕事を探して頑張るということがあるといい。

大学生

住まいのことは「何がノーマルなのか、何が豊かな暮らしなのか」を考えるいいのかもしれない。話を聞いて何か共通があると思ったのは、諸々の制度は制定されるに至るまでの文脈があるのに、制度だけ独り歩きして、高齢や精神障害がある方のほうには公金が出て住居を見つけやすい。つまり制度に乗らなければならぬ側面と何とか現場を回さなければならないという面の板挟みで現場が抑圧されているのではないか。

10月26日

研究報告

福島第一原発事故による避難者の居住福祉－国際人権法の視点から

徳永恵美香 大阪大学大学院人間科学研究科

「福島第一原発事故」による避難者の居住福祉を国際人権法の観点から検討した。国連人権理事会の前「国内避難民の人権に関する特別報告者 (IDP 特別報告者)」の Cecilia Jimenez-Damary 氏の訪日調査 (2022 年 9 月 26 日～10 月 7 日) は、国内避難民や国、都道府県、市町村自治体の公務員、議員、非政府組織や市民団

体、弁護士及び研究者などと直接面談してインタビューした。そして特別報告者は「専門的知見から分析を加えて報告書を 2023 年 6 - 7 月の人権理事会に提出し、国内避難民の『強制的』と『自主的』の差別的な区別は、すべての政策とその実施から完全に撤廃されるべきである」と強く勧告した。

国内避難民を公営住宅から立ち退かせることは、国内避難民の権利侵害であり、強制立ち退きに相当する可能性がある。人権条約上の国家の義務のどの部分に違反したのかを明確にする必要があり、訪日調査報告書など国連の人権保障制度から出された見解や勧告や条文解釈は、重要な示唆を与えている。

ひきこもりの実態把握に基づく支援施策の提案

野村 恭代（大阪公立大学）

15 歳～ 64 歳の生産年齢人口において、推計 146 万人、50 人に 1 人がひきこもり状態であることが国の調査により示されている。そのひきこもりによる経済的損失は、その生涯収入を推定すると約 380 兆円に上る。ひきこもりの実態は見えづらく、有効な支援策が確立されていない。加えて 8050 問題など認知症の支援の意味でも複合的な課題である。支援の対象であった、ひきこもりの人を就労につなげ、時代に合った新たな役割を担うことで、生きづらさを抱える人たちの能動的な社会参画の構築を目指している。

それは、「仮想空間」を用いた新たな社会参加・社会復帰支援事業を産学官民連携により創造することであり、大阪府孤独・孤立対策プラットフォーム事業に参画する NPO 法人等による事業として展開する。具体的には、メタバース空間内に相談や対話が可能となる場を構築し、実社会での就労と連動して就労訓練を行い、メタバース空間における「ひきこもり支援者」として育成する。ヒアリング調査では「何らかの方法で家族以外の人とつながるきっかけをつくる」のが重要と示されている。

文化的景観と居住福祉

神野武美（公益社団法人奈良まちづくりセンター＝NMC）

文化的景観の定義は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法第 2 条五）である。NMC は、2023～25 年に奈良市内数カ所の新興住宅地周辺の文化的景観を巡る市民ウォーク実施するとともに、「生業」を要素とする文化的景観の定義に当てはまらないが、子ども食堂や地域の歴史を大切にする「まちづくり協議会」など、地域社会に新しい文化的かつ福祉的なつながりが生まれないかを探ることを提案した。

「居住福祉資源」とは「地域社会で安心して生きるための装置」であり、その構築により自ずと市民の心理を落ち着かせ、自然環境や歴史的文化的資源を大切にすることが育まれ美しい景観が育まれると考える。経済学者 J・M・ケインズは、「百年後（2030 年）は富の蓄積が、社会的重要性を持たなくなり、道徳律にも大きな変化が生じる」と予言した。それは、競争重視の企業社会から文化的な居住福祉社会への転換を意味する。

第22回日中韓+ASEAN 居住問題国際会議(11月7日、韓国・大邱韓医大学校)



主テーマ「居住パラダイムの持続可能性」で開かれる

第 22 回日中韓+ASEAN 居住問題国際会議が 11 月 7 日、韓国・慶山市の大邱韓医大学校で開かれ、日本から 11 人が参加した。主テーマは「居住パラダイムの持続可能性」、サブテーマは①防災・災害軽減と持続可能な発展②居住環境と安全③地方消滅への対応と地域活性化④自由テーマ。AI 関連の特別セッションやポスターセッションもあった。

主なプログラム

・基調講演 ○チョンチャンス・韓国住居環境学会顧問（元国土交通部次官）

・セッション 1 防災・災害軽減と持続可能な発展

- イムヒョクサン（不動産産業経済研究院研究所長）「韓国の LID に基づく河川事業の防災事例分析研究」
- 陶雲冠（塔思然建築計画設計コンサルティング（上海）会長）

「強靭性家園を築く：居住コミュニティの防災減災と安心感向上研究」

- 生田英輔（大阪公立大学教授）

「コミュニティ防災における防災人材育成の取り組み」



大邱韓医大学校韓医学館 308 教室にて

- 盧承哲（韓信大学校教授）
- 王軍（天津大学建築学院博士研究生）
- ・セッション 4 自由テーマ**
- 李千宰（江原大学校教授） 「ウェルネス不動産の台頭：ライフスタイルの転換と政策的合意」
- 王偉（東南大学建築学院院長補佐、準教授） 「エアコンの室外機から都市更新の精細化設計を見る」
- 矢野淳士(aky インクルーシブコミュニティ研究所研究員) 「'地域共生社会の実現'に向けた隣保館の役割と課題ー重層的支援体制整備事業実施自治体への質問紙調査からー」

・SH 公社特別セッション(AIをテーマに) 309教室

- ・キムユンジ（S H 研究院部長） 「AIによる統合型住宅福祉体系の運営方策」
- ・チュヨンチョル（京畿南部警察庁刑事課） 「住居環境と麻薬犯罪発生の関連性に関する研究」
- ・クォンヨンウ（慶南研究院） 「エネルギー消費の動態的分析によるエネルギー脆弱層の負担軽減策」
- ・陳棟梁（上海アーチデジタルテクノロジー社） 「建設産業における AI 活用事例」
- ・孫玉輝（エンヴァック環境技術（北京）有限公司大中華区副総裁） 「スマートゴミ管理で住宅福祉とカーボンニュートラルの協同進化を駆動する」
- ・吳帆（中建研都市更新区域統一計画発展研究院院長） 「『トップダウン』から『有機共生』へ：中国都市自主更新の実践、挑戦と未来展望」
- ・野村恭代（大阪公立大学教授） 「ひきこもりの実態把握に基づくメタバースを用いた支援の可能性」

日本側発表要旨

第一セッション コミュニティ防災における防災人材育成の取り組み

生田英輔・大阪公立大学都市科学防災研究センター教授

災害はその都度様相を変えて社会を襲い、社会も新たな対応を強いられる。自治体の防災条例は、自助・共助・公助の促進と役割分担をバランスよく進めることを求めている。ただ、共助の中心に期待されてきた地域活動協議会など従来の地縁団体の防災活動は「担い手の高齢化」など課題は山積である。一方、阪神・淡路大震災以降、災害ボランティアやNPO法人などが新たな地域活動の担い手としての可能性を秘めている。国立の科学技術振興機構や大阪公立大学を中心に「コミュニティ防災人材育成プログラム」を構築し、2020年度より実証研究を開始した。1995年の阪神・淡路大震災では、倒壊家屋からの救出や避難所や仮設住宅での避難生活での近隣住民、地域組織、ボランティア団体などが大きな役割を果たした。

育成プログラムは、災害時に一人ができることは限られているので、平時から災害時までのコミュニティのレジリエンスを向上させるのが目標である。コミュニティ同士が協働して、防災に取り組むことはより高い効果を発揮するので、例えば、交流が少ない、戸建住宅中心の地域と新しく建設された大きなマンションの間でお互いの関心事である「防災」に関する話し合いを提案し、防災訓練や研修、双方の住民の交流を図って防災・減災力の向上につなげる。つまり、育成プログラムでは、ファシリテーターとして、属性・考えの異なる



コミュニティをつないで良いアイデアを導き出す術も学ぶ。旧来の地縁型に加えて、子育て、集合住宅、企業といった新たなコミュニティが持つ ICT 技術なども活用すれば、地域レジリエンスも高まるので、ICT の活用もプログラム組み込み、多様な災害の種類・タイムラインに合わせ、実地・模擬体験を通じ、参加者自らの避難計画の策定・課題抽出などの知識ベースだけでなく、実質的な行動変容を促進することが目的である。

第 2 セッション 刑務所出所者等の「住まう」を支える—日本における制度的展開に着目して

掛川直之・立教大学准教授

日本では犯罪率が減少する中で、犯罪の多くが再犯による、高齢者による軽微な財産犯が増加傾向にある、知的障害が疑われる受刑者が半数弱程度におよぶ。下関駅放火事件容疑者が放火の動機を出所して野宿し「所持金を使い果たし、刑務所に戻りたかった」と話した

(2006 年) ことや、別の受刑者の「人生で刑務所が一番暮らしやすかった」という言葉は、刑事司法における「再犯防止」と社会福祉における「地域共生」の連携を進めるきっかけになり、刑務所や検察庁にもソーシャルワーカーが設置されることになった。



背景に「住まい」の喪失があり、それは経済的のみならず、関係性の貧困という社会的な孤立がある。高齢や障害を抱える人々は、貧困と社会的排除のスパイラルに一度でも陥ると、そこから抜け出せなくなる。そして、賃貸住宅への入居差別は、「住まい」の喪失として犯罪を招く。

2009 年度から、地域生活定着促進事業として各都道府県に 1 カ所、刑事司法ソーシャルワークの専門機関として地域生活定着支援センターが設置され、矯正施設に収容中から保護観察所や福祉機関と連携した福祉サービスを受けられる調整がおこなわれている。2021 年からは、「入口支援」として、弁護士会と連携しソーシャルワーカーが情状証人として公判に出廷し、更生支援計画書を提出するなどして起訴猶予や執行猶予判決の見込まれる者を民間団体などと連携し支援している。定着支援センターには、本人の特性を理解し、犯罪行為の背景にある困難を解消できるよう「住まい」だけでなく、福祉サービス等も伴う「住まう」を続けられるよう寄り添うことが求められる。犯罪行為を行わなくとも生きていける環境づくりという視点が求められている。

第 3 セッション 西成特区構想からみた都市貧困と協働まちづくり

寺川政司・近畿大学建築学部准教授



大阪市西成区・釜ヶ崎（あいりん地域）は、日本最大の寄せ場として形成され、労働・福祉・文化が重層する都市である。2012 年に始動した「西成特区構想」は、行政トップダウンと地域ボトムアップの実践が相互緊張を孕みながら接続してきた経緯がある。

1970 年、公共職業安定所・医療施設・市営住宅を合築したあいりん総合センターが建設された。しかし、1990 年代のバブル崩壊後、失業とホームレスが顕在化している。この地域は人口約 2 万人（2020 年）、高齢化率 40% 超、生活保護受給率は約 4 割に達し、この地域を含む西成区の空家率は 25.9%（2023 年）と市内最高である。他方、宿泊関連施設は 2025 年 1 月で 1,755 棟に達し、外国人の宿泊が増加し、「国際的滞在都市」へと変貌しつつある。

特区構想は、当時の市長が、同区に資源を集中投下し市域全体への波及を狙ったものである。住民は「強制クリアランスへの警戒」を抱きつつも、反対一辺倒ではなく、政策決定に加わり具体的提案を行う「協働」を選択した。2012 年以後、「あいりん地域まちづくり会議」など、行政・地域・研究者が同卓で議論する制度的枠組みが整えられ、老朽化した総合センター建替えと機能再編も合意に達した。ただ、建替えに反対する野宿生活者らの占拠が 5 年半続き、2024 年 12 月に強制執行が行われた。それでも、抵抗した当事者が民間の居所に移行し、丁寧なサポートで生活環境が改善され、「野宿しなくて良い環境づくり」という地域の想いは実った。

まちづくりは、行政主導の枠を超えて、地域主体の実践により深化している。子ども・女性のステップハウスは、地元 N P O と協働して簡易宿泊所を改修し、若者や DV 被害女性に段階的住居を提供し、「サービスハブ西成」は、釜ヶ崎支援機構による生活保護受給者の社会参加を支援する拠点となった。かつてのステigmaを逆手にとり「多様性と混沌」を文化資源に転換する「新今宮ワーランド構想」という試みもある。

「対立を抱えつつ合意を探る」プロセスは、東アジアの包摂型都市再生の参照枠になるのではないか。

第 4 セッション 「地域共生社会の実現」に向けた隣保館の役割と課題

—重層的支援体制整備事業実施自治体への質問紙調査から—

矢野淳士・AKY インクルーシブコミュニティ研究所研究員



生活困窮や社会的孤立といった複合的な福祉課題に、従来の高齢者・障がい者・子どもといった縦割りの公的支援では対応しきれなくなり、地域社会の課題解決を図る包括的なまちづくりが求められている。被差別部落では戦前から、差別と貧困に起因する複合的な福祉課題に対し、各地に隣保館が設置され、問題の解決を図るまちづくりが展開してきた。1969年の同和対策事業特別措置法制定以後、隣保館の設置が全国的に広まり、同法失効の 2002 年後も現在、775 館が運営されている。

一方、「地域共生社会の実現」に向けて、2021 年 4 月に社会福祉法が改正され重層的支援体制整備事業（重層事業）が創設された。厚労省の資料に重層事業における隣保館の役割や連携の有効性に関する記述があるなど、その重要性は高まっている。本研究では、2024 年度に重層事業を実施し隣保館を設置している自治体（109 自治体）の担当部署に質問紙を送って調査し、63 自治体から回答を得た（回答率 57.7%）。隣保館等が重層事業に関わっている自治体は 34.9% と少ないが、「予定はある」を合わせると 6 割以上を占めた。

隣保館の役割は、「住民の参加・協働による人権尊重のまちづくりの推進」が 55.7% と最も高く、重層事業とのかかわり方では、包括的相談支援が 77.3%、多機関協働が 63.6% と、隣保館の相談事業と多機関連携のノウハウが重層事業で活かされている。隣保館職員が重層的支援会議などに参画したり、隣保館に専門職員を配置し重層事業をコーディネイトしたりしている自治体もあった。重層事業に関わる意義やメリットは、地域に根差し地域状況に精通している、相談・居場所づくり・人権啓発など多様な機能があるなどで、住民に身近な地域拠点とし重要な役割を担っていることがうかがえる。ただ、隣保館が関わる範囲は広いが、その程度や方法は様々であり、今後はそれらを体系化することが、調査対象にならなかった自治体に指針を示すことになる。

ポスターセッション

○外柳万里(大阪公立大学大学院)

「長距離避難民のための支援の現実と展望—岩手県における復興公営住宅のケーススタディ」

東日本大震災（2011 年）後、岩手県では、被害のあった沿岸部から遠く離れた内陸部に避難した避難民が、定住した人たちのために、復興公営住宅が建設された。県内で 6 カ所、うち盛岡市に 2 カ所 149 戸、花巻市にも 2 カ所 30 戸あり、その地域的な違いや柔軟性に基づくサポートの重要性を述べた。

○山西紀律代(大阪公立大学大学院)

「『重度障害者』の定義に関する一考察—諸外国の制度設計や日本の法律に着目して」

日本では、障害者基本法、身体障害者福祉法、発達障害者支援法、精神保健・精神障害者福祉法などには「障害者」の定義があるが、知的障害者福祉法には無く、「重度障害者」については、障害者雇用促進法に「重度身体障害者」などの定義がある。フランスには「機能障害及び能力低下のための指針」として 8 分類あり、ドイツは、障害の程度を 0 ~ 100 に分け、50 以上を重度障害者としている。日本は、法律の規定の内容に曖昧性があり、「生活のしづらさ」などに着目してどう捉えるのかなどの課題がある。



ポスターセッションで、参加者に説明する外柳万里さん（中）と山西紀律代さん（左）

第 23 回日中韓+ASEAN 居住問題国際会議の日程

- ・開催地：中国・天津市
- ・日程：2026 年 11 月 5 日（木）～8 日（日）
- ・テーマ：AI 時代の居住環境モデル
- ・サブテーマ
 - ① AI + 住宅の普遍性（公平/法/制度）
 - ② AI + 全世代に優しい住宅（高齢者/子ども/障がい者）
 - ③ AI + 住宅地域の持続可能な発展（産業及びエネルギー活用、木造建築技術の応用を含む）
 - ④ 自由論題

カナダ水俣病調査・訪問記

吉田邦彦(中国・広東外語外貿大学法学院・雲山特別教授/学会理事)

水銀汚染魚を食べ続ける先住民族

2025年9月2~5日、長編ドキュメンタリー映画『水俣曼荼羅』（2021年公開）の原一男監督とともに、カナダ水俣病の調査に赴いた。吉田は2017年に続き2回目となる。水俣病の問題は、海外、とくにカナダ、ブラジルにもあることは、1990年代の故原田正純博士によって知られるようになったが、被害者は両国とも先住民族であり、日本のように訴訟が意味を持つわけではない。生活の存立基盤が危うくされているという意味で、むしろ民法よりも居住福祉的発想が重要である。

ブラジルの場合、アマゾン川の全体（パラ州など）で金鉱の発掘による水銀汚染が進行している。という意味で、現在進行形の重要課題だが、カナダの場合はそれより遙かに深刻である。1970年代にドライデン（オンタリオ州）の製紙工場から大量の水銀が廃棄され、ダムの建設もあってワビグーン水渓（湖）に水銀水が淀んでいる。被害者の症状は総じてブラジルよりも深刻である。その汚染は幅350キロメートル以上の広大な汚染であり、地元住民は今も汚染魚を食べ続けている。

聞きなれない病名で9歳児が死亡－胎児性水俣病か？

9月2日晚、カナダオンタリオ州ウィニペグ空港に到着。レンタカーで250キロ離れたケノラ市へ。3日朝10時まで、フロリダ国際大学主催のアマゾン水俣病のシンポにオンライン参加した。昼前にホテルを出発し、150キロ離れたホワイトドッグへ。14時から子ども福祉施設にて、施設長らと面会した。



左から Charles さん、Ron さん、Marvin さん

前回も世話になった Charles McDonald さんは、糖尿病が悪化して両足を切断していた。以前より顔がむくんだ感じで、原監督によれば、水俣病のこういう症状は、日本ではあまりないが、カナダでは、水銀汚染で糖尿病が悪化することはよくあるという。初対面の Marvin McDonald さんは、耳鳴りや感覚の無さ、物忘れなどの症状がある。夜5時半頃から、Marvin さんの父違いの弟 Vincent Quewezance さん（53）宅で、聞き取りをした。彼は以前、役場に勤めていたが、今は症状が悪化して、自宅勤務。視野狭窄で、左眼が悪い。耳鳴りと聴力低下がある。Marvin より症状が重いのは父親とともに食べた魚が多かったせいだという。

Charles さん宅では兄の Ron Peter McDonald さんに聞き取りを行った。40年前に調査した毛髪の水銀の程度は、Ron 38PPM, Charles 34PPM だった。因みに国際水準は5PPMで、問題は大きい。彼は妻の Mary Jane さんとの間に男児がいたが1970年に9歳で死亡した。Lorenzo's Oil という聞きなれない病名を付けられたが、胎児性水俣病の疑いが強い。

信じられないような寄宿学校の児童虐待

さらに、Ron さんから、寄宿学校の友人たちが理由もなく殺されたとの話を聞いた。新聞記事に載っているようだ



寄宿学校で犠牲になった子どもたちの慰靈碑

が、面前で友達が、故なく殺される現場を目撃したと言われると、カナダ先住民族への暴力的差別に本当に驚かされた。

4 日は、Ron さんが隔離された寄宿学校があった Cecilia Jeffrey Residential School Memorial Park を訪れた。1960 年代から 70 年代に使われた寄宿舎の建物が今も残っている。しかも、慰靈碑には、寄宿学校で犠牲になった子どもたちのものが数多く置かれ、信じられないような児童虐待の舞台に来るとは思いもよらなかつた。

この後、約 100 マイル離れた Grassy Narrows を訪問し、製紙会社と長年闘ってきたリーダーの一人、Joe Fobister さん（69）宅を訪れ、聞き取りをした。たいへん誠実に対応していただいたが、その闘いは全く奏功することなく、最近は、新たな金鉱の採掘により水銀汚染は悪化しているなど、新たに聞く話も交えて色々なことを話してくれた。

「カナダ水俣病」を認めないカナダ政府

熊本学園大学は今も、カナダ水俣病の関係者と細々と交流が続いているが、現地訪問者は多くなく、カナダ水俣病への国際支援は皆無らしい。2017 年の私の訪問の頃は、本当にひどい状況で、症状深刻な多くの先住民が放置されているという感じであった。その後に状況が変わり、症状を問わず、1 人あたり、毎月、ホワイトドッグで 2,055 カナダドル、グラシーナロウズ 2,095 カナダドルの支給を受けることになった。ちょっと、福島原発放射能汚染で原賠償が、強制避難者に一定額を支給した例（吉田邦彦『東アジア民法学と災害・居住・民族補償（後編）』（民法理論研究 7 卷）（信山社、2019）参照）を思い出した。

ただ、カナダ政府は『カナダ水俣病』を認めたわけではなく、《一種の口封じ》や《ガス抜き》の補償と思われる。国際的非難を怖れたのかも知れないが、原監督らの見立てでは、面会した人々の表情は暗くなく、これは改善の第 1 歩であろう。現地の人は、この改善は吉田の前回訪問も影響していると言う。当時の私はあまりのショックに、たまたま投宿ホテルに居合わせた関係弁護士に苦情を申し入れたり、論文を書いて発表したりした（吉田邦彦『先住民族と移民の民法学』（民法理論研究 8 卷）（信山社、2024）11 章（初出は 2019）。それが改善の引き金になったとのことである。それでも、ダムを破壊しない限り、広大なワビゲン水系のダム湖に滞留した水銀汚染は継続し続け、先住民族は、水銀汚染魚を食べ続けている。先住民族の集落は孤立的に散在しており、汚染魚は主要な蛋白源になっており、清浄な水も欠落している。更に貧困問題も関わり、水俣病の知見をする日本人としては、《現地住民の殆どが水俣病に感染している》にも拘わらず、今でも《水銀汚染魚を食べ続ける》事態は、ブラジルの場合も、カナダほど深刻ではないが、被害の構図は同じである。原監督らは、私が現地を離れた後、現地の人と水系に行き、汚染魚を食べたという。

歴史的差別の継続と不可分

同河川水系には、新たな金鉱採掘もなされるようになり、水銀汚染は、悪化しているといわれると、複雑な思いになる。カナダは、先住民族政策の先進国と言われながら、先住民族らの政治的・社会的パワーは弱く、それは 21 世紀の今尚続けられる歴史的差別の継続と不可分である。「一步前進」とみられる「補償政策」も「命と引き換える」に他ならない。問われるのは、細かな民法・環境法の知識よりも、基本的な居住環境のインフラ整備という居住福祉的課題である。そして、被害者の抜本的な居住福祉政策の改善はグローバルな課題との認識を高めるべきである。諸外国の水俣病患者からは、特にわが国が経験国としての国際支援を期待されていることを忘れてはならない。



吉田邦彦氏と Joe Fobister さん（右）

本学会事務局 〒945-1195 新潟県柏崎市藤橋 1719
新潟工科大学工学部工学科 黒木宏一 Kurogi Hirokazu
E-mail kurogi@niit.ac.jp Tel & Fax 0257-22-8205
学会メール housingwellbeing@gmail.com

「居住福祉通信」は年に 3 回程度電子版発行。投稿大歓迎。
問い合わせはメール jinno-t@kcn.jp (神野武美運営委員) へ